

琉球大学学術リポジトリ

1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込みに問題, ジョンソン次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43894

C

37

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられた
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- 大政官外官
- 務務次
- 次次
- 巨官官審審長
- 儀人会管計
- 総文電厚給
- 領参旅移
- 移参長
- 領参長
- 国参
- 参新
- ア参北東
- 長中西
- 米参保中参
- 長北参審南
- 欧参英
- 長西京
- 近参ア
- 了参近
- 経次商国米ア
- 調統ラ
- 総團一通ス
- 長参経賠
- 協政技賠
- 長團経
- 条参協
- 長参規
- 国参軍社専
- 選政経科
- 情参内
- 異道外
- 文文
- 長一一

総番号(1A) 52323
 68年12月23日23時55分 727-1
 68年12月24日15時14分 本省 着 米局長

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ラスク長官との会談(報告)

第3695号 特秘 至急

ラスク國務長官に対し、本使一時帰国前に会見方申込中であつたが、本23日漁業取極の署名後に引き続き会談することとなり、約40分間会談したところ、要領次のとおり。

1. 本使より、過般日米新原子力協定署名の際も、國務長官がこの種協定に署名されるのは初めてのことであつたが、今回また漁業交換公文を長官自ら署名し、本使との交換に当られたのは、貴長官の日本に対するなみなみならぬ配慮に出ずるものと解しおり、この御好意に感謝するとともに、この際貴長官御在任中日本に対し、また本使個人に対し与えられた御協力と支援に対しふかく感謝する次第なる旨のべたところ、ラ長官は自分は既に20年来対日交渉のしように當つて来ており、日本との間の意義あるし事にたずさわることできたのは、自分の常によるこびとするところであつたと述かいした。

2. 本使より、今夏バンディ次官補との間に、オキナワ問題は別として、日米間の諸けん案は米国の政權交替前に出

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

来る限り解決すみとしておくよう、おたがいに努力しようではないかと語り合つたことであるが、現在(イ)日本側にとって重要な民間航空(パシフィック・ケース)の問題及び(ロ)米側にとって重要な日本の残存輸入制限削減の問題を除き、重要けん案は概ね解決すみと認め得る段階に達したことをよるこぶ旨のべたところ、ラ長官も同感の意を表した。(残存輸入制限問題については別電第3697号、パシフィック・ケースについては別電第3696号のとおり会談した)

3. 本使より、日米経済合同委員会は、本年は大統領選挙の年でもあり、延期されたが、過日アイチ大臣よりジョンソン大使への申入れのとおり、来年は日本で開催する番になつており、日本政府としては本会議の重要性にかんがみ、新政権発足後も本会議が継続されることが極めて望ましいと考えておるので、これが実現方貴長官の側面的御協力をわすらわしい旨のべたところ、ラ長官は、後任ロジャース氏とは連絡のため定期的に会談することとなつていので、次回会談の際、お申し出での次第をよく伝えておくこととしようとのべた。

4. 本使より、日米間に存する最重要案件はいうまでもなオキナワ問題であり、本使の一時帰国もこの問題の打合せを主目的とするものであるが、この際貴長官の御意見な

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

シアドパイスをうかがえればこうじんであると前提して

(1) 明年はサトウ総理が再びこの問題につき、自ら米政府首のうと交渉するため訪米することになると思うが、前回総理訪米の際の日米共同コミュニケどおり WITHIN A FEW YEARS にオキナワへんかんの時期的目どが明年あきということになるべく、本使の個人的見解によれば、総理訪米を明年秋と予測すれば、明年夏ごろにはアイチ大臣と新国務長官との会談が行はれる必要がある。さらにその前提として、新政権発足後なるべく速かに通常の外交ルートによる下交渉を始める必要があると考えるところ。このような進め方につき何か貴長官の REMARKS をうかがうればさいわいとす旨のべたところ。

(2) ラ長官は、貴使の話されたスケジュールはリーズナブルなものと思うが、具体的には新政権発足後お打合せ願いたい。自分としてはオキナワ問題全般に関しぜひこの際一言そつ直に言はしてもらいたいことがある。自分がかねてから感じ、現在もそう思っていることであるが、どうもオキナワ問題についての日本側の考え方にはむじゆんした両面があるような気がする。すなわち(イ)日本政府のみならず日本国民の大部分は自国の安全を保つために米国の保護の必要性を認め、かつその保護を確保するため安条

-3-

外務省

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

約を継続することを望んでいると了解している。日本を軍事的に保護するためには、米国の抑止力がフルに働かざることが絶対必要の前提条件であり、日本侵略を企てるものは必ず米国の強力な反撃にあうべきことを、一点の疑いもないよう明りように侵略者に理解せしめおくことが必要である。そのためには米国の抑止力の働らく基ばんが、日本を含む極東の地域内 WITHIN THE REGION に現存し、しかもそれが抑止力として十分強力なものであることが必要である。お断りして置きたいが、米政府及び国民は何も好きこのんで日本の軍事的保護をかつて出ているものでもなければ、いわんや日本側が好まないのに、これを押し付けようとするものでもない。事実日本に対する軍事的保護は、米国の納税者やせい年に対し常時相当な負担を課するものであるのみならず、イザというとき日本に対する約束を守るためには何百万という米国民の生命が核攻撃により失はれる危険をかかごしての上のことである。(ロ)然るにこの点が日本側により十分理解されていないように感じられることは誠に残念である。ベトナム戦における作戦上の必要により、または台ふう避難等の必要により、例えば B52 がオキナワに赴けば、オキナワ住民のみならず、本土に住む日本人までが強くこれに反

-4-

外務省

極秘

特

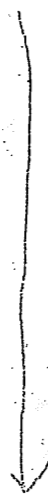
注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

対する状況である。これは前記の必要性を全く理解しないか、あるいはその必要性は理解するが、そのための手段の提供を拒否するものであつて、このような日本側のずがたは率直にいつてはなはだむじゆんしたものとしか米国民のめにはうつらない。従つてオキナワ問題の満足な解決をもたらすためには、先ず米側のめにうつる日本のし難さをもう少しスツキリした筋の通つたものとされること^が極めてかん要であると思ふ旨のべた。



-5-

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

(3) よつて本使より極めて率直なりマークを多とするものであり、貴長官の述べられたところは予ね予ね自分もつう感じていたところで、今回帰国の際貴長官の意のあるところ重ねて政府に伝達することとしたいところ。お話しの方は正にオキナワ問題の核心である基地のステータスの問題に触れるものである。この問題は客観的国際情勢や兵器の進歩等種々の要素を考慮に入れ決すべき問題であるが、現在日本政府の考え方は決定しおらず、明年日米間につ込んだ話合が行なわれ、双方を満足せしめうる何らかのフォーミュラが見出されることを希望している次第である。本使も率直に言はしていただきたいが、私見によれば、基地のS T A T U Sと施政権のへんかんとは別個の問題であり、この際最も必要なことは施政権へんかんの時期をなるべく速かに決定することであると思ふ。米側には施政権をへんかんした場合に、オキナワの基地の利用に障がい及ぼすことにならないか、を危ぐする向きがあるが、本使のみるところによれば、現状をこのまま続ける場合にはかえつてこの危険が増大する。現状が続く場合にはオキナワ及び日本本土の左よく反米主義者、一部の過激な労組員、学生等をして、ますます基地反対運動に走らせる危険があると認められ、これらの運動が一般国民の支持を得るようになる前に、施政権返かんを表現することがかん要である。日本政府は在京米大使館の安全を有効に保護し、米大使館を

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

して安んじてその職務に従事することを可能ならしめてい
るところ、オキナワにおいても施政権を日本側に移譲し、
日本政府をして自らの責任において基地を保護し、以て米
軍をして安んじて基地を使用し、その使命を達成せしめる
こととする方が、はるかにけん明な策と考えられる。オキ
ナワに対する施政権はサンフランシスコ条約により合法的
に米国に与えられたものであり、この点北方領土の場合と
異なるが、当該施政権の行使が合法的なものであると否とを
問はず、100方に近い日本国民が20数年の長きにわた
り外国の施政権下に残されていることが一切の問題の根
んをなすものであり、かれ等の日本復帰の自然な願望には
何人もてい抗することは不可能であつて、この願望に速か
にMEMETすることがオキナワ問題の根本的解決を図るた
めの前提条件と確信する旨強調した。

(4) ラ長官は、オキナワ人のそ国復帰の希望がGENU
INEなものであることはよく理解しているが、しかし同
時に日本には帰りたいと思うものの、日本に帰つた場合の
経済的地歩に対する不安等の理由により、速かな返かんを
希望しないものもあるやにそく聞しているが、その間の実
情についてはどう思うかとたずねたので、本使より、経済
的利益の点で復帰後のことを心配する向きもあることは事
実であろうが、現在ではその収入の道を全部米軍におい
ている基地関係労働者にいたるまで、ことごとく速かなそ

— 7 —

外 務 省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

国復帰を望んでいる。結局この問題は施政権返かんのタイ
ミングの問題に帰着し、この点についても日本政府として
は、未だ2年後とするか、3年後あるいは5年後とするか
。具体的な期間についての考えを決めていないものと思
うが、前述のようなオキナワ本土及び内地の情勢にかんがみ
原則として返かんの時期は早ければ早いほど良いものと考
えており、また昨年の日米共同コミュニケの線にそつて、
早期返かんが実現する場合も、社会的、経済的なヒツチを
来さざるよう、すでに内りゆう一体化の諸措置が進められ
ている実情を詳細に説明しておいた。

(5) 最後に本使より、オキナワ問題の重要性及びその早
期解決の必要性についても、貴長官よりロジャース次期長
官にとくと御説明おき願いたい旨のべ、ラ長官もこれをか
いにくした。

(J)

— 8 —

外 務 省